学校の部活動等の方針

令和2年3月 鹿児島市教育委員会

はじめに

- 学校の部活動は、スポーツ及び芸術文化等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、 各部の責任者(以下「部活動顧問」という。)の指導の下、学校教育の一環として行 われ、我が国のスポーツ及び芸術文化等の振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 一方、学校における部活動の運営体制の維持や生徒の心身への影響、教職員の業務負担など次のような課題もあり、持続可能な部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

 - 2 長時間の練習は、精神的・体力的な負担を伴うことや睡眠不足に伴う授業への影響などが懸念される。また、過度な運動によってスポーツ障害・外傷のリスクが高まる。
 - 3 本市の部活動顧問は、競技経験のない教員の割合²が全国平均より高い。
 - 4 中学校及び高等学校教諭は、正規の勤務時間以外に部活動にかける時間の割合が 高い傾向から、部活動に係る勤務状況を改善する必要がある³。
 - 5 国では、中学校、高等学校において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会 へ引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規 定した。

① 本市の児童生徒数は、昭和62年をピークに減少し、現在では、当時の約50%から60%程度となっており、教職員の人数も減少している。そのため、チーム編成が困難となったり、指導者が不足する状況が生まれている。

② 競技経験のない顧問の全国平均45.9%「(出典)(公財)日本体育協会『学校運動部活指導者の実態に関する調査』(平成26年7月)」に対し、本市は、H28年度平均50.9%、H29年度50.6%、H30年度49.6%「(出典)『各年度の運動部活動実態調査』」となっている。

③ 「長時間勤務要因分析調査」(H30.6 鹿児島県教育委員会実施)

基本的な考え方

- 本方針は、スポーツ庁及び文化庁が策定したガイドライン並びに県が策定した部活動 の方針及び提言を踏まえて策定した。
- 本方針は、生徒にとって望ましいスポーツ及び芸術文化等の環境を構築する観点に立っことに加え、部活動にかかる教職員の負担軽減を図ることを目指し、次の5つの視点から教育委員会及び学校・部活動の指導者[®]が取り組むべきことを示した。
 - 1 適切な運営のための体制整備
 - 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - 3 適切な休養日等の設定
 - 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
 - 5 学校単位で参加する大会等の見直し
- 本方針は、義務教育である中学校の部活動を主な対象とし、小学校が設置する金管バンド等^⑤についても適用する。
- 高等学校の部活動については、中学校段階の教育の基礎の上に、多様な教育が行われていることに留意し、本方針を原則として適用する。
- 本方針が示す取組については、保護者や地域等の理解と協力を得ながら推進する。
- 本方針は、国の動向及び取組状況の実態等に基づき、今後も充実を図っていく。

④ 部活動の指導者とは、部活動顧問及び地域の人材を活用した指導者等、部活動の指導を行う者の 総称

⑤ 金管バンド等とは、金管バンドや吹奏楽、合唱などの活動を任意で行っている団体を示す。なお、スポーツ少年団については、「鹿児島市スポーツ少年団の重点事項」に基づき、適切に行うものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動方針等の策定

- ア 教育委員会は、各学校に「学校の部活動に係る活動方針」(以下「学校の方針」という。)を策定させるとともに、年間の活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。
- イ 校長は、本方針に則り、毎年度、学校の方針を策定する。

また、学校の方針及び年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等) 並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所・休養日及び大会参加日等)を PTAで説明したり、学校のホームページの掲載等により公表する。

ウ 部活動顧問は、本方針に則り活動計画等を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 教育委員会は、「鹿児島市立中・高等学校運動部活動活性化事業」等を推進することで、地域の人材の活用に努め、競技力の向上を図るとともに、競技経験のない部活動顧問の負担軽減を図る。
- イ 教育委員会は、各学校における部活動の運営が適切に行われるよう、研修会を通して 管理職に対する指導を行うとともに、部活動の指導者を対象とする研修会を実施し、 資質の向上を図る。
- ウ 教育委員会は、教員等の部活動への関与について、本市が策定する「学校における 業務改善方針」及び「鹿児島市立学校における業務改善アクションプラン」に基づき、 学校へ指導を行う。
- エ 校長は、生徒や教員の数、外部指導者等の活用状況等に基づき、学校の実情に即した部活動数を定める。
- オ 校長は、部活動顧問一人だけに負担が偏らないように、外部指導者等の活用も含めた複数の部活動の指導者による指導体制の構築に努める。
- カ 校長は、各部活動の活動計画及び活動実績を確認し、適宜、指導・是正を行うとと もに、鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例等[®]について周知し、適切な運 用に努める。

⑥「鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例(県条例第51号)」平成31年3月22日改正

[○] 部活動指導業務(休日等) 日額2,700円(3時間)

[○] 対外運動競技等引率業務(泊を伴う)日額5,100円

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 教育委員会は、学校における部活動が適切に運営されるよう、安全対策、体罰・ハ ラスメントの根絶等について、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 校長は、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ウ 部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を 適切に取ることが必要であること、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、様々な活 動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解して指導する。
- エ 部活動の指導者は、体罰及びハラスメントによらない指導を徹底する。
- オ 部活動の指導者は、生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを 十分に図り、生徒が意欲や気力を失う[®]ことなく、それぞれの目標を達成できるよう 指導する。
- カ 部活動の指導者は、目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、一人一人の発育段階や体力や技能の程度を考慮するとともに、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮をする。
- キ 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン会議や部活動ごとのミーティングを定期 的に設けるなど生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒 の健全な成長を目指した指導を行う。
- ク 部活動の指導者は、部活動のリーダー等に対し、安全面や合理的な練習方法等について十分指導し、生徒の自主的な運営を促進する。

(2) 部活動に関する指導の手引の活用

部活動の指導者は、中央競技団体や各分野の関係団体等が作成する部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引等を活用して適切な指導を行う。

⑦ バーンアウト (燃え尽き症候群)のこと。部活動の過剰な練習により、心身のエネルギーが尽き果て、意欲や気力を失う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

- ア 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。
 - (ア) 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - (イ) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。ただし、原則、週末及 び年末年始休暇は、休養日とする。
- ウ 生徒や指導者が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中、「リフレッシュウィーク」(8月11日~17日)に、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- エ 定時退校日や学校閉庁日は原則、休養日とする。

(2) 活動時間の設定

- ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 活動中の事故や熱中症を防ぐために、一人一人の体力や健康状態、練習内容、環境 条件を考慮して、活動を行う。

(3) 休養日・活動時間の運用について

- ア 教育委員会は、各学校の実態を把握し、適宜、指導・是正を行い、その運用を徹底 するよう指導する。
- イ 校長は、各部活動の休養日及び活動時間等を把握し、適宜、指導・是正を行い、そ の運用を徹底する。
- ウ 校長は、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間において、部活動共 通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め るなどの工夫を行う。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた活動の場の確保

- ア 教育委員会は、単一の学校では特定の競技の運動部又は文化部を設けることができない場合には、生徒の活動機会が損なわれることがないよう、複数校による合同部活動等の取組について、関係団体等と連携し調整を図る。
- イ 校長及び部活動の指導者は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満た さなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チー ムや合同練習などの取組について近隣校と連携を図る。
- ウ 校長及び部活動の指導者は、設置していない部活動の大会等への参加^{®・®}を希望する生徒については、保護者等と連携を図り、出場機会が損なわれることがないように 努める。

(2) 地域等との連携

- ア 教育委員会及び校長は、競技団体や地域と連携し、外部指導者等の確保に努める。
- イ 教育委員会及び校長は、地域スポーツクラブや民間のスポーツクラブ等、地域等と の連携に努める。

⑧ 平成29年4月3日付「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について(通知)」参照○ 各種競技大会等への参加が教育上有意義であることなど一定の要件を満たす場合には、「出席」扱いとすることができる。

⑨ 「全国中学校体育大会引率細則」において、外部指導者(コーチ)の引率について定められている。 《留意事項》

[○] 引率が認められているのは個人競技の12競技とし、団体戦は該当しない。(陸上競技、体操競技、新体操、卓球、柔道、剣道、水泳、バドミントン、相撲、ソフトテニス、スキー、スケート) ○ この細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員等が引率できず、やむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者として外部指導者(コーチ)の引率を認めるものではない。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 大会主催者等への要請

ア 教育委員会は、参加する大会等の全体像を把握し、大会参加が生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないよう、県教育委員会と連携しながら、主催者等に大会の統 廃合等の要請等を行う。

(2) 参加する大会の上限

- ア 各部活動における各種大会の参加回数は、全体的に縮減を図ることとし、現状 $^{\oplus}$ を踏まえ下記の(r)(4)を目安とする。
 - (ア) 運動部活動については、中学校体育連盟及び競技団体等が主催する大会を合わせて最大年9回程度とする。
 - (イ) 文化部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等への参加については、合わせて最大年9回程度とする。
 - ※ ただし、参加回数が大きく上回っている部活動については、当分の間、実情に応じて縮減を図り、目安の達成に努める。
 - ※ 予選を経て上位大会につながる一連の大会については、1大会とする。
 - ※ リーグ戦については、1大会とする。
- イ 校長は、生徒の心身の発達及び競技の特性等を踏まえ、参加する大会等を精査する。
- ウ 校長は、練習試合等についても実態把握に努め、生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないように十分留意する。
- エ 部活動の指導者は、生徒や自身の過度な負担とならないよう計画的な大会等への参加に努める。

⑩「鹿児島市立学校部活動の方針」策定にかかる調査より(令和元年10月)

[○] 調査対象: 鹿児島市立中学校39校 375運動部活動

[○] 調査結果:大会参加回数平均11.0回(最大31回、最小1回) 大会参加日数平均19.3日(最大52日、最小1日)